第二条第四号中「（委託して放送をさせることを含む。第七号において同じ。）」を削り、同条第六号中「放送し、又は委託して放送させること」を「放送をすること」に改め、同条第九号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）又は基幹放送局提供事業者」に改め、同条第十一号中「第九条第二項第二号」を「第二十条第二項第二号」に改め、「及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線放送」を削る。

第六条中「第四十四条の二第二項」を「第八十二条第二項」に改める。

第七条中「第五十三条の八」を「第百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第一号イ中「第三条の三第一項」を「第五条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三条の四第三項」を「第六条第三項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同号ハ中「第四条第一項」を「第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同号ニ中「第九条第一項第三号」を「第二十条第一項第三号」に改め、同号ホ中「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に改め、同号ヘ中「第二十七条、第二十八条の二又は第二十九条」を「第五十二条、第五十四条又は第五十五条」に改め、同号ト中「第三十二条」を「第六十四条」に改め、同号チ中「第四十四条第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条第三号中「一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）」を「基幹放送事業者（協会及び学園を除く。ニにおいて同じ。）」に、「（法第三条の五に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）並びに法第五十二条の四第一項（法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する有料放送（以下「有料放送」という。）を行う放送事業者にあつては、法第五十二条の四第一項に規定する国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項並びに国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由」を「（法第八条に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）」に改め、同号ハ中「第五十二条の三」を「第百十条」に改め、同号に次のように加える。

ニ　法第百四十七条第一項に規定する有料放送（以下「有料放送」という。）を行う基幹放送事業者にあつては、同項に規定する国内受信者（以下「国内受信者」という。）に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項、国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由、法第百五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項並びに法第百五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項

第七条第五号中「有料放送管理事業者」の下に「（法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。）」を加え、「第五十二条の六の五」を「第百五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第百五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項並びに法第百五十五条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「受託放送事業者」を「基幹放送局提供事業者」に、「第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務（以下「受託放送役務」という。）」を「第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務（以下この号において「放送局設備供給役務」という。）」に、「受託放送役務の」を「放送局設備供給役務の」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　一般放送事業者　次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者又は法第百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）

イ　第一号イ及びロに掲げる事項

ロ　第一号ハに掲げる事項

ハ　法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項

ニ　法第百四十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関する事項

ホ　有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号ニに規定する事項

（電波法施行令の一部改正）

**第三条**　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「電波法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（検査等事業者に係る登録の有効期間）

**第一条**　電波法（以下「法」という。）第二十四条の二の二第一項の政令で定める期間は、五年とする。

第三条第一項の表第二級総合無線通信士の項第二号ニ及び第三級総合無線通信士の項第二号ロ(2)中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表第二級陸上無線技術士の項第一号及び第二号中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。

四　基幹放送局　法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう（次号及び第六号において同じ。）。

第三条第二項第五号中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に、「送る放送局」を「送る基幹放送局」に改め、同項第六号中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

（電波法による旅費等の額を定める政令の一部改正）

**第四条**　電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、放送法」を「並びに放送法」に、「第五十三条の十三、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第九条並びに電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二十一条」を「第百八十条」に改める。

（電波法関係手数料令の一部改正）

**第五条**　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「放送局」を「基幹放送局」に、「公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信を行う無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を「電波法（以下「法」という。）第六条第二項に規定する基幹放送局」に、「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に、「送る放送局」を「送る基幹放送局」に改め、同条第三項中「電波法（以下「法」という。）」を「法」に、「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改める。

第二条第一項の表四の項中「放送局（テレビジョン放送局」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同表七の項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第三項中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）」を削る。

第三条第一項の表四の項中「放送局（テレビジョン放送局」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第二項の表四の項中「放送局（テレビジョン放送局」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改める。